

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第12号

平成30年第4回（12月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年12月20日

蓮田白岡衛生組合  
管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成30年12月27日（木）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成30年第4回定例会 会期 12月27日 1日間

応招議員（12名）

|     |       |          |     |     |          |
|-----|-------|----------|-----|-----|----------|
| 1番  | 本 橋   | 稔 議員     | 2番  | 菊 池 | 義 人 議員   |
| 3番  | 齋 藤   | 隆 宗 議員   | 4番  | 高 木 | 隆 三 議員   |
| 5番  | 船 橋   | 由 貴 子 議員 | 6番  | 鈴 木 | 貴 美 子 議員 |
| 7番  | 鬼 久 保 | 二 郎 議員   | 8番  | 黒 須 | 大 一 郎 議員 |
| 9番  | 関 口   | 昌 男 議員   | 10番 | 齋 藤 | 信 治 議員   |
| 11番 | 大 倉   | 秀 夫 議員   | 12番 | 田 中 | 秀 行 議員   |

不応招議員（なし）

平成30年第4回（12月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

平成30年12月27日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第10号、議案第11号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第10号の内容説明
- 10 議案第10号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第11号の内容説明
- 14 議案第11号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 副管理者の挨拶
- 18 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 本橋  | 稔   | 議員 | 2番  | 菊池 | 義人  | 議員 |
| 3番  | 齋藤  | 隆宗  | 議員 | 4番  | 高木 | 隆三  | 議員 |
| 5番  | 船橋  | 由貴子 | 議員 | 6番  | 鈴木 | 貴美子 | 議員 |
| 7番  | 鬼久保 | 二郎  | 議員 | 8番  | 黒須 | 大一郎 | 議員 |
| 9番  | 関口  | 昌男  | 議員 | 10番 | 齋藤 | 信治  | 議員 |
| 11番 | 大倉  | 秀夫  | 議員 | 12番 | 田中 | 秀行  | 議員 |

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

|      |                    |      |             |
|------|--------------------|------|-------------|
| 中野敦一 | 蓮田市<br>みどり<br>環境課長 | 安野弘之 | 白岡市<br>環境課長 |
|------|--------------------|------|-------------|

説明のための出席者

|      |             |      |               |
|------|-------------|------|---------------|
| 中野和信 | 管理者         | 小島卓  | 副管理者          |
| 安西勝美 | 会計<br>管理者   | 折原浩幸 | 事務局長          |
| 黒崎晃  | 次長兼<br>庶務課長 | 齋藤晃  | 廃棄物<br>対策課長   |
| 小林秀之 | 施設課長        | 藤井勇年 | リサイクル<br>推進課長 |

事務局職員出席者

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 書記 | 土橋 | 秋宏 | 書記 | 中太 | 裕司 |
| 書記 | 片岡 | 司  | 書記 | 中山 | 和夫 |
| 書記 | 高橋 | 利男 | 書記 | 中里 | 直樹 |
| 書記 | 中野 | 泰孝 |    |    |    |

---

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○高木隆三議長 12月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○高木隆三議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○高木隆三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

2番 菊池義人 議員

3番 齋藤隆宗 議員

を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○高木隆三議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月27日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎諸報告

○高木隆三議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○高木隆三議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

折原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○高木隆三議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第10号、議案第11号の一括上程

○高木隆三議長 議案第10号ないし議案第11号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○高木隆三議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。高木隆三議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに、まずもって厚く御礼を申し上げる次第であります。また、議員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ両市をはじめ当組合進展のため、議員の皆様には多大なるご尽力をいただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。また、私ども執行部に対しましても、ことし1年大変お世話になり

ました。ありがとうございました。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議を賜ります案件は、条例関係が1件、予算関係が1件でございます。

初めに、議案第10号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の改正は、平成30年8月10日に出されました人事院勧告に鑑み、職員の給与等について所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第11号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ931万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,488万7,000円とするものでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。まず、歳入に関してでございますが、手数料において、本年度の歳入状況から、ごみ処理手数料については増額を、搬入ごみ手数料については減額をそれぞれお願いするものでございます。

また、古紙類売却につきましては、単価の下落並びに搬入量の減少により減額をお願いするものでございます。

諸収入につきましては、東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故に係る賠償金を計上させていただきました。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。1款議会費では、執行見込みがつけました議会視察研修における使用料及び賃借料等の減額をお願いするものでございます。

2款総務費につきましては、1目一般管理費において、執行見込みのつけました予算科目において、それぞれ減額をお願いするほか、職員手当、旅費につきましては予算に不足が生じることから増額をお願いするものでございます。

次に、2目財産管理費につきましては、リサイクルプラザでの配管修繕費用をお願いするほか、執行見込みのつけました委託料等の減額をお願いするものです。

次に、3款衛生費につきましては、電気料金の算出の基礎となる燃料調整費がマイナスで推移していることから光熱水費を減額するほか、指定ごみ袋に係る売捌き手数料及び製作の委託料等の増額をお願いするものでございます。

また、2目じん芥処理費及び3目し尿処理費においては、主に執行見込みのついた委託料等について減額をお願いするほか、ごみ処理施設及びし尿処理施設での機器補修工事に要する費用を計上させていただきました。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3件の行政報告をさせていただきます。

初めに、桶川市からの燃えるごみ受け入れに係る基本合意書の締結についてご報告申し上げます。桶川市のごみ焼却施設停止に伴う、桶川市内の家庭系一般廃棄物である燃えるごみの受け入れ要請につきましては、その協議に応ずることを昨年12月定例会においてご報告させていただきました。その後、当組合では桶川市との協議を重ね、このたび基本的な内容について合意が整いましたので、ご報告いたします。

桶川市からの燃えるごみの受け入れについては、平成31年、32年度の2カ年度の搬入計画となっております。1週間当たりで90トン、年間では4,670トンの搬入が予定されております。搬入日、搬入時間、搬入経路、搬入車両などの搬入条件や受け入れの処理単価などの諸条件について取り決めを行い、去る11月8日に別紙のとおり「一般廃棄物ごみ処理委託基本合意書」を締結いたしました。

また、当組合のほか、受け入れについて協議中でありました、さいたま市、川島町につきましては、11月1日に当組合と同様に桶川市との基本合意書が交わされたとのことでございます。

今後は、本合意書に基づき、当組合及び桶川市においてそれぞれ平成31年度に係る予算措置を行いまして、年度末までに「一般廃棄物ごみ処理委託契約書」を締結する予定でございます。

続きまして、し尿処理施設の届出処理能力の変更についてご報告申し上げます。当組合のし尿処理施設の届出処理能力を、平成30年10月30日をもって、1日当たり42キロリットルから1日当たり46キロリットルに変更したことをご報告いたします。当組合のし尿処理施設は、平成14年2月に竣工した施設で、1日当たりの処理能力を生し尿が20キロリットル、浄化槽汚泥が22キロリットル、合計42キロリットルの施設として届け出ております。近年の状況は、公共下水道や浄化槽の普及により生し尿が大幅に減少する一方、農業集落排水汚泥を含む浄化槽汚泥の増加が著しくなりました。特に平成28年度ごろからは工業団地の開発が進み、浄化槽汚泥が顕著に増加しております。平成29年度の1日当たりの受け入れ量実績は、生し尿が4.5キロリットル、浄化槽汚泥が39.5キロリットル、合計44キロリットルとなり、届出処理能力の42キロリットルを超え、受け入れ割合も設計値と著しく乖離するようになりました。このことにより、平成30年1月に施設設置の届出先でございます埼玉県東部環境管理事務所から、生し尿と浄化槽汚泥の受け入れ割合を確認し、処理能力の変更届を提出するようご指導を受けました。

これを受けまして、現在の受け入れ割合と汚泥性状をもとに再設計し、1日当たりの処理能力を、生し尿が6キロリットル、浄化槽汚泥が40キロリットル、合計46キロリットルとして埼玉県東部環境管理事務所へ一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書を提出し、平成30年10月30日に受理されたものでございます。

なお、今回の変更は書類上での変更でありまして、実際の施設の処理方式、構造及び設備に変更はなく、水質、施設維持管理計画につきましても変更はございません。

今後につきましては、蓮田市及び白岡市の関係各部署から適宜情報を収集し、生し尿の減少、浄化槽汚泥の増加の状況を見きわめながら、適正に処理ができるよう施設の運転管理を行ってまいります。

続きまして、3R推進事業の実施状況についてご報告申し上げます。当組合では、去る11月11日日曜日に3R推進事業の一環として、エコプラザをメイン会場とする第10回エコプラザまつりを開催いたしました。イベントの内容につきましては、エコプラザで実施している包丁研ぎ、布のリフォーム、ステンドグラス風小物づくりなどの体験コーナーをはじめ、音楽団体によるコンサートを開催するなど関係団体の皆様にご協力をいただきました。また、リサイクルとリユースを目的とした牛乳パック及びペットボトルキャップとトイレットペーパーや肥料との交換、家具や日用品、本やジーンズなどのリユース品展示販売のほか、ことしは新たに新聞紙で小物をつくるエコアート体験や、絵本専門士による子供たちへの絵本の読み聞かせを取り入れ、昨年よりも規模を拡大して実施いたしました。そのほか蓮田市、白岡市の商工会及び白岡蓮田環境事業協同組合による物品の販売や、地元の警察署及び消防署の協力のもと、パトカー、白バイ、消防車の展示コーナーを設け、当日は晴天にも恵まれ、過去最高の1,287人の多くの方々にご来場いただき、大変盛況に終わることができました。

また、11月3日土曜日には、蓮田市で開催された「雅楽谷の森フェスティバル」において、リユース可能な子供服の交換会を実施したほか、11月23日金曜日には、白岡市で開催された「わんぱく商店街」において子供たちが商店主となり、使わなくなったおもちゃを別のおもちゃと交換するお店を開き、リユース活動の推進と環境啓発に取り組んだところでございます。

今後もエコプラザを中心にさまざまな3R活動を通じて市民のリサイクル意識の向上を図るとともに、蓮田市、白岡市で実施されるイベントにも積極的に参加し、3Rの推進に努めてまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木隆三議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第10号の内容説明

○高木隆三議長 日程第6、議案第10号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第10号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例につきまして内容説明を申し上げます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第10号の議案書の5枚目に添付してございます条例改正資料、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要をごらんいただきたいと存じます。それでは、まず1の改正の理由でございますが、平成30年8月10日に出された人事院勧告に鑑み、職員の給料表及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、(1)の第1条関係では、まずアとして給料月額の改定でございます。これは、国の引き上げに準じた給料表へ改定するとともに、平成30年4月から改正条例施行までの較差相当分につきましては差額分として遡及支給するものでございます。当組合における平均改定率は0.14%の引き上げとなり、平均改定金額としては472円の増となります。

次に、イの平成30年12月期の勤勉手当の支給割合でございますが、再任用職員以外の職員（常勤職員）にあつては、100分の90から100分の95に0.05月分引き上げるものでございます。また、再任用職員につきましても、100分の42.5から100分の47.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、ウのその他でございますが、条例第18条第5項は、勤勉手当の不支給及び一時差し止めにつきまして、期末手当の規定を準用する規定となっております。このたび一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法の改正に倣い、基準日及び支給日の定義及び範囲をより限定するよう改正するものでございます。

次に、(2)の第2条関係でございますが、平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、6月期及び12月期が均等になるよう改正するものでございます。

次に、(3)の施行期日でございますが、第1条の規定は公布の日から施行し、平成30年4月1日から遡及適用するものでございます。

第2条の規定は、平成31年4月1日からの施行とするものでございます。

次に、3の期末・勤勉手当の支給割合の改定でございますが、ただいまご説明申し上げました期末・勤勉手当の支給割合の改正内容を表にまとめさせていただいたものでございます。網かけ部分が改正後の支給割合となっておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第10号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第10号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の内容説明

○高木隆三議長 日程第7、議案第11号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第11号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきまして内容説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出そ

れぞれ931万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,488万7,000円とする  
ものでございます。

続いて、第2条におきましては、債務負担行為の補正でございます。

恐れ入りますが、次のページ、1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入では財産収入及  
び繰入金を減額し、使用料及び手数料並びに諸収入を増額するものでございます。歳出では、議会  
費、総務費、衛生費を減額するものでございます。詳細な内容につきましては、後ほど事項別明細  
書にてご説明申し上げます。

次に、2ページをごらんいただきたいと存じます。第2表、債務負担行為補正でございます。ま  
ず、1の追加につきましては、施設維持管理運転業務委託費について、桶川市からのごみ受け入れ  
に伴う運転管理員の増員による契約変更に伴い、限度額を追加するものでございます。

次に、2の債務負担行為の変更につきましては、広報誌作成業務委託費ほか8件の債務負担行為  
限度額の補正をお願いするものでございます。主に桶川市のごみの受け入れにより増額が予定され  
る薬品費、各種処分費のほか消費税改正に伴う限度額の補正でございます。

次に、4ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。2  
款使用料及び手数料、2項1目手数料、1節ごみ手数料のごみ処理手数料（有料指定袋）につつま  
しては、今年度に入りましてからの売り上げが当初の予想よりふえたことにより、620万円の増額  
をするものでございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、532万円の減額をするものでございます。

次の廃タイヤ・バッテリー処分手数料につきましては、今年度の引取会が終了し、実績に応じて  
4万9,000円の増額をお願いするものでございます。

次の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、本業務を利用する排  
出事業所がふえてきていることから、25万7,000円を増額するものでございます。

次の2節し尿手数料のし尿汲取り処理手数料につきましては、生し尿の利用世帯数の減少により、  
21万5,000円の減額をするものでございます。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入につきましては、施設整備基金の運用利息を現状に合わ  
せ3,000円の増額をするものでございます。

次の2項財産売却収入、1目物品売却収入のペットボトル売却につきましては、売却単価は下落  
しているものの数量の増加が見込まれることから、80万円の増額をお願いするものでございます。

また、古紙類売却につきましては、単価の下落及び回収量が減少していることにより、250万円  
の減額をお願いするものでございます。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、施設整備基金からの繰り  
入れを予定しておりましたが、執行残を充てることで財源確保が整ったことから、1,000万円の減  
額をするものでございます。

次に、6款諸収入、2項雑入、1目雑入につきましては、東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故に係る平成29年度分の賠償請求額が確定しましたので、計上するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。まず初めに、1款議会費、1項1目議会費、9節旅費及び14節使用及び賃借料につきましては、議会視察研修における執行見込みがございましたので、減額するものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料につきましては、このたびの給与改正に伴う増額を加味した上で執行見込みがついたことから、減額をするものでございます。

次の3節職員手当等につきましては、予算の不足が見込まれる扶養手当、時間外勤務手当、管理職手当及び給与改正に伴う勤勉手当の支給率変更分の増額をお願いするほか、執行額の確定した手当につきまして減額をするものでございます。

次に、4節共済費でございますが、共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金について、負担金率の確定により減額するものでございます。

給与費の詳細につきましては、8ページに給与費明細書として取りまとめてございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

次に、7節賃金につきましては、事務補助やふれあい収集補助として臨時職員を雇用しておりますが、勤務実績から執行見込みがございましたので減額をするものでございます。

次の9節旅費の特別旅費につきましては、計量システム更新業務委託にかかわるプログラムの出荷前検査を行うための出張に要する費用をお願いするものでございます。

次の12節役務費、通信運搬費につきましては、契約事務に要する郵便料が増加したことにより増額をお願いするものでございます。

次に、13節委託料につきましては、業務委託の執行見込みがついたことから、不用額を減額するものでございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金につきましては、埼玉県総合事務組合退職手当負担金の負担金率を、当初1,000分の145と見込んでおりましたが、1,000分の140で確定されましたので、不用額を減額するものでございます。

次に、6ページの2目財産管理費、11節需用費の修繕料につきましては、リサイクルプラザの屋根の散水スプリンクラー配管に亀裂が生じたことから、修繕に要する費用をお願いするものでございます。

次の12節役務費、自動車損害保険料から14節使用料及び賃借料のOA機器借上料までにつきましては、それぞれ執行額が確定したことにより減額するものでございます。

次の3目施設整備基金費の積立金につきましては、運用実績に合わせ、基金運用利子を積み立てるものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、11節需用費、燃料費につきましては、焼却炉

の点火用重油及び重機に使用する軽油燃料の単価上昇により費用の不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

また、光熱水費につきましては、施設の電気料金におきまして、電気料金の算出の基礎となる燃料調整費がマイナスで推移していることから減額するものでございます。

次の12節役務費、指定ごみ袋売捌き手数料並びに次の13節委託料、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費については、歳入でご説明しましたとおり指定ごみ袋の売り上げが伸びていることに伴い、増額をお願いするものでございます。

次の環境センター内施設機器点検業務委託費につきましては、エレベーター保守点検及び自動扉点検業務委託による執行残を減額するものでございます。

次に、27節公課費、汚染負荷量賦課金につきましては、ごみ焼却施設の排ガス中の硫黄酸化物排出量が減少したことにより減額するものでございます。

次に、2目じん芥処理費、11節需用費、機械点検整備料につきましては、ごみ焼却施設で使用しているごみクレーン2基にふぐあいが発生していることから、整備を実施する費用をお願いするものでございます。

次の車輛修繕料につきましては、場内で使用するフォークリフトのリース切り替え時期を延期したため、その間の点検整備1回分の費用をお願いするものでございます。

次に、13節委託料のごみ・粗大ごみ処理施設精密機能検査業務委託費、焼却灰・ばいじん等処分委託費、ごみ処理施設機器保守点検業務委託費につきましては、それぞれ契約落差による執行残を減額するものでございます。

次のガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、ガラス類の回収量が減少していることにより減額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。一番上の粗大ごみ収集業務委託費につきましては、利用件数が当初見込みよりもふえていることに伴い、増額をお願いするものでございます。

次の集金業務委託費につきましては、し尿収集件数の減少に伴い減額をするものでございます。

次の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託費につきましては、利用する事業所の件数がふえていることに伴い、増額をお願いするものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料、重機借上料につきましては、フォークリフトのリース切り替え時期を延期したことにより減額するものでございます。

次に、15節工事請負費、粗大ごみ処理施設機器補修工事につきましては、契約落差による執行残を減額するものでございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、腐食によって穴のあいた誘引送風機の補修工事、及びプラットホーム散水用の加圧ポンプが故障したため交換工事を実施する費用をお願いするものでございます。

次の18節備品購入費、庁用器具費につきましては、リサイクルステーションに持ち込まれる量が年々増加してきているため、置き場が手狭になっていることから、資源物保管用のメッシュパレット4台を購入する費用、並びに粗大ごみ処理施設で使用するトランシーバーが経年劣化し、業務に支障があることから新たに3台を購入する費用をお願いするものでございます。

次に、3日し尿処理費、11節需用費、機械修繕料、薬品費、機械点検整備料につきましては、契約落差による執行残を減額するものでございます。

次の13節委託料、し尿収集業務委託費については、し尿収集件数が減少しているに伴い減額するものでございます。

次のし尿処理施設環境測定業務委託費、脱水汚泥処分業務委託費につきましては、執行見込みがつきましましたので、減額をするものでございます。

次に、15節工事請負費、し尿処理施設機器補修工事につきましては、車輛出入り口扉の開閉用のコンプレッサー付帯設備が故障したため、本体の交換を行う費用をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第11号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○高木隆三議長 説明が終わりました。



◎議案第11号に対する質疑

○高木隆三議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 ページ数でいくと4ページの歳入の手数料の中で、産業廃棄物収集運搬処分手数料が事業者の増ということで増額の補正で25万7,000円なのですけれども、どのぐらい事業者がふえているのか教えていただけますか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ことしに入りましてから9件ほどふえておりまして、全体で121件がご利用いただいております。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 同じページの4ページの一番下、東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金で、賠償金額の確定ということだったのですけれども、これ請求額全部の額が141万4,000円で歳入ということよろしいですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 そのとおりでございます。請求額満額をいただいております。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 請求の内訳を教えてください。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 請求の内訳ですが、大きく分けまして3つございます。

まず、1点目が、ごみ処理施設から発生します排ガス、それから焼却灰等の放射性物質の測定業務、これがまず1つ。

それから、ごみ焼却施設から発生します焼却灰を最終処分する際に処分委託というものがあるのですが、その際に放射能汚染の疑いがあるものについては、埋め立ての覆土の度合いが違いますので、委託料の増額が求められました。その差額分についての請求が1件。

3点目が、し尿処理施設から発生します排ガスの測定業務委託もしくは汚泥の測定業務委託。

大きく分けまして、3本のを合算して請求をさせていただきます。

以上です。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 2番目に説明いただいた最終処分の委託料の増額について、ちょっと途中聞き取れなかったもので、もう一回お願いできますか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 焼却灰の差額ということで、実際の埋め立ては、通常の焼却灰を埋め立てする費用とは違いまして、当組合から発生する焼却灰については、その可能性があるということで、その委託料を増額が求められております。その差額分について、東京電力のほうに請求させていただきます。

先ほどちょっと1点、し尿処理の関係で排ガスという言葉をお申し上げしましたが、訂正させていただきたいのですが、し尿処理施設につきましては、汚泥から発生し得る放射性物質の測定業務でございます。

主に金額3つ申し上げます。まず、ごみ処理施設の測定業務委託、これにつきましては24万5,160円、焼却灰の差額分といいますか、差額分に対する委託費が114万9,965円、し尿処理施設の汚泥の測定業務につきましては1万9,440円、3つを合計いたしまして141万4,565円という内訳になってございます。

○高木隆三議長 5番、船橋由貴子議員。

○5番 船橋由貴子議員 最終処分の増額の分ということで114万円は結構大きな金額だと思うのですけれども、こちらの分は可能性として、規定の値よりも高い放射性物質が出るからということの可能性なのですか。何の可能性なのか、もう一度ご説明をお願いします。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 放射性物質を焼却灰として処分場に持っていったときに、うちの当組合に関するものについては多分入っていないというのはわかるのですけれども、入っていそうなところのほかの処理場の焼却灰も同じ処分場に入ってくるわけで、それに対しては、うちの組合のものについては入っていないから、ごみを捨てた後に覆土といってきれいな土を薄く盛るのですけれども、焼却灰が入っているものについては覆土を深くたくさん入れるというようなものを、個別に一個一個、この市町村については薄く、この市町村については厚くというのができないので、その処分場全体で厚く盛るしかないということですので、放射能が入っていなくても厚く盛らなくてはいけないので、委託料はその分だけ上げさせていただきます。ですから、その値上がった部分については、うちの組合の責任ではないので、東電のほうに請求をして、その差額については賠償として払っていただくというような流れになっております。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 12番、田中秀行です。

4 ページの歳入の部分、2 款使用料及び手数料の1 目手数料、搬入ごみ手数料の532万円の減額について、理由というか、量が減っているのか、ちょっと教えてください。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 搬入ごみ手数料の今回減額補正をさせていただきましたけれども、当初見込んでおりました事業系の一般廃棄物、こちらにつきましては5,210トンほどを予定させていただいたのですけれども、こちらのほうが今減少しているということで、今回補正をさせていただきました。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 どれくらい減るということで、この金額なのか。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 このままいきますと、4,740トン前後で推移するかなというふうを考えております。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 6 ページの歳出の3 目施設整備基金費、先ほど歳入の部分で1,000万繰入金減額をするということでしたけれども、総額で幾らですか。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 ただいまの基金の残高でございしますが、1 億6,022万7,702円でございします。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 もう一個、ちょっとお聞きします。

同じ6 ページで、3 款衛生費の2 目じん芥処理費の中で、需用費の車輛修繕費、フォークリフトのリース更新を延ばしたので、その経費として8 万5,000円計上しましたということですが、リース契約を更新しなかった理由を教えてください。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 当組合には1.8トンのフォークリフトというのが、組合所有のもので1 台あります。このフォークリフトが平成13年に購入したもので、かれこれ16年たっております。これを更新というときに、リースにして更新しようということになりました。ことしの11月からリース契約に変えようという計画ではいたのですが、もう少し使えるだろうというところで、1 回点検をとって次年度に繰り越したと、そういうところでございます。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 ありがとうございます。

7 ページの18節の備品購入費、庁用器具費で61万円、トランシーバー3 台分というのは聞こえたのですが、これ61万はトランシーバー3 台分だけではないですね。確認の意味で、もう一度教えてください、理由を。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 備品購入費につきましては、トランシーバー3 台購入、またリサイクルステーション、日曜日に開業しているリサイクルステーションの置き場が手狭になることによりまして、そこで使用するコンテナを4 台、こちらを購入する費用でございます。

○高木隆三議長 12番、田中秀行議員。

○12番 田中秀行議員 そうすると、これトランシーバー3 台分とコンテナということですが、どっちがどれぐらいなのか。わかります。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 金額の内訳でございますが、トランシーバーについては6 万9,000円、残りがコンテナの費用です。

○12番 田中秀行議員 ありがとうございます。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

5 番、船橋由貴子議員。

○5 番 船橋由貴子議員 2 ページの債務負担行為のところ、追加として施設維持管理運転業務委託費4,729万円ということで、桶川市への受け入れによって運転管理員の増員という説明があったのですが、どのくらいの管理員の増員で対応できるものなのでしょうか。

○高木隆三議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 ごみ焼却施設に係る人員でございまして、今現在3 人掛ける4 班で、プラス1

名の監督者、計13名。それを、4人掛ける4班足す監督者1名の17名で、4名増で対応する予定で  
ございます。

以上です。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 今、同僚議員の船橋さんから話が出たので、後でと思っていたのですけれども、桶川さんと話をすることで、債務負担行為を今回も出させていただいたので、先ほどの報告によると1億3,200万円ぐらいの増額になるような交渉だと思うのです。債務負担行為で薬剤費を上げていくという話と、今人員も上げているという話なのですけれども、せんだって9月議会のときに出されたごみ処理の経費を見ると、大体3万円ぐらいが、10キロ当たり330円という平均が出ていたと思うのですけれども、10キロですから、トンに直すと3万3,000円ぐらいだと思うのですけれども、2万8,000円では安いのではないかと思っているのですけれども、今回は債務負担行為のやつも出ているので、補正で、その辺はどういう話で進んでいるのかなと。まだ基本合意を持ってこれから締結するというお話なのですけれども、平均が3万幾らというふうに処理場のやつは、この間9月のときに処理代として報告があったのですけれども、今回2万八千幾らというふうになった理由をちょっとお聞きしたいのですが。

○高木隆三議長 齋藤廃棄物対策課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ただいまのご質問ですけれども、9月のときの手数料の関係でございましたけれども、搬入ごみ手数料につきましては、たしか10キロ当たり220円をお願いさせていただいた……

〔「そういう話じゃなくて」と言う人あり〕

○齋藤 晃廃棄物対策課長 いただいたかと思いますが、大変申しわけありません。1トン当たり2万2,000円になるかと思いますが、申しわけございません。

今回の桶川市さんとの話は、28年度の実績値から試算をさせていただきました。これは、もちろん桶川市さんとの了解のもと、試算をさせていただいておりまして、またただいま申し上げました施設の維持管理の増分ですとか、その辺のところをその試算の中に組み込みさせていただいて、税抜きで2万8,250円という手数料のほうを設定させていただきました。

以上でございます。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 9月に出された資料のやつの5ページぐらいに書いてあるのですけれども、ごみ処理経費という一覧表があるのですけれども、そちらは要するに持ち込むやつの値段単価ではなくて、全体でごみ処理が幾らかかっているかというのを平成20年から27年まで搬入量とごみ処理経費、処理単価を示した表に書いてあるやつが、平均で304円、10キロ当たり。だから、トン

当たりに直すと3万円。直近の25年、26年、27年を見ると、その3年間の平均で見ると426円、だから4万2,666円ぐらいになるのです。そういう中で2万八千幾らになったというのは、幾らかという話で、全体の中でごみ処理費は、今蓮田白岡衛生組合のごみ処理経費は10キロ当たり、皆さんが示した資料では10年というか、20年か二十何年平均で、トン当たり3万400円になっているというふうになっているのですけれども、そこでなぜそういうふうに2万8,000円ぐらいになったのかということをお聞きしているのです。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 ただいまのご質問ですが、実際に試算しますと3万535円ということになるのですが、それは消費税を含んだ金額でございますので、消費税でそれを1.08で割り返しますと2万8,250円という金額になってくるものでございます。実際には、桶川市のほうについては、それに消費税を加算したものでいただくということで了解を得ております。

○高木隆三議長 8番、黒須大一郎議員。

○8番 黒須大一郎議員 では、本件のやつは、私たちに示されたやつは税込みの値段だということ承知いたしました。

ちょっと後でというふうに思ったのですけれども、搬入計画、これ重要なので、書いてあるやつで、搬入したときはいいのですけれども、帰路は搬入路と同じように帰っていくのか、搬入時間帯はどうなっているのか、その辺をちょっと説明があったら。

○高木隆三議長 黒崎次長兼庶務課長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 先ほど行政報告の中での添付書類につけさせていただきました経路で、行きも帰りも同じ経路を通るということで、先方との約束となっております。なお、時間につきましては当組合の搬入時間ということですので、一応8時半からの受け入れは可能でございますが、桶川市の回収が8時からというふうにお聞きしております。それを回収しましても、早くても9時過ぎというふうには組合としては考えております。なお、終了につきましても、当処理施設の台費計量が4時半まででございますので、それまでに計量を完了するようということで、収集業務を進めていただくというお約束で、今整っております。

○高木隆三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○高木隆三議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○高木隆三議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



### ◎採 決

○高木隆三議長 これより採決に入ります。

議案第11号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○高木隆三議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時01分

○高木隆三議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎副管理者の挨拶

○高木隆三議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 それでは、高木議長のお許しをいただきましたので、12月定例会の閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成30年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ご提案を申し上げました議案につきましては、慎重なるご審議をいただきまして、ご可決賜りまして、まことにありがとうございました。

今後も議員の皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、職員とともに職務に精励してまいります。

結びに当たりまして、今年1年大変お世話になりましたことを重ねて御礼申し上げますとともに、議員の皆様方にとりましても、来るべき2019年がすばらしい年となりますように心からご祈念を申し上げます。閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

○高木隆三議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて平成30年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時03分